

○厚生労働省令第三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）第十六条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十五日

厚生労働大臣 根本 匠

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(現況の届出) 第十三条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 障害年金の支給を受けている者 次に掲げる書類</p> <p>イ 指定日前一月以内に作成された障害年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長(都の特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>ロ 指定日前三月以内に作成された障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>二 障害児養育年金の支給を受けている者 次に掲げる書類</p> <p>イ 指定日前一月以内に作成された障害児養育年金の支給を受けている者及び障害児の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>ロ 指定日前三月以内に作成された障害児の障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>ハ 指定日前一月以内に作成された障害児養育年金の支給を受けている者が障害児を養育していることを証明することができる書類</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(現況の届出) 第十三条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 障害年金の支給を受けている者 指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類</p> <p>イ 障害年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長(都の特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>ロ 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>二 障害児養育年金の支給を受けている者 指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類</p> <p>イ 障害児養育年金の支給を受けている者及び障害児の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>ロ 障害児の障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>ハ 障害児養育年金の支給を受けている者が障害児を養育していることを証明することができる書類</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この省令は、令和元年八月一日から施行する。